## 「三重県の後援等名義に関する事務取扱要領」に係る文化振興課細則

(趣旨)

第1条 この「三重県の後援等名義に関する事務取扱要領」に係る文化振興課細則(以下、「細則」という。)は、三重県の後援等名義に関する事務取扱要領(令和7年4月8日施行)(以下「県事務取扱要領」という。)に基づき、環境生活部文化振興課(以下、「文化振興課」という。)が所掌する業務に関連した事業を行う団体からの後援等名義申請に係る取扱について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 県事務取扱要領に基づく申請について、文化振興課においてはこの細則により、三重県の「後援」名義の使用承認のみを行うこととし、後援とは、三重県が三重県以外の者の主催する事業を援助する意思を表示することをいう。

(対象者細則)

- 第3条 県事務取扱要領第2条第1項4号に定める「(1) ~ (3) までに掲げる者以外の者で特に適当と認められる活動を行っているもの」とは、次のいずれかに該当する者で特に適当と認められる活動を行っている者をいう。
- (1) 文化芸術の振興又は生涯学習の振興を主たる目的とする団体であって、その存在、基礎が明確であり、事業遂行能力が十分であると認める団体
- (2) その他文化振興課長が適当と認める団体

(承認の手続き細則)

- 第4条 県事務取扱要領第4条第1項に定める申請に際し必要な書類は、次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 主催者である団体の規約・会則等
  - (2) 主催者である団体の役員の名簿
  - (3) 事業計画書・開催要領等
  - (4) 収支予算書
- (5) その他文化振興課長が必要と認める書類
- 2 前項第1号及び第2号に定めるものについては、過去3年以内にすでに後援名義承認を受けており、その際の記載内容から変更がない場合は省略できるものとする。

(承認の期間細則)

第5条 後援名義使用の承認期間終了後、引き続き後援名義使用の承認を必要とする場合には、 改めて県事務取扱要領第4条の規定に基づく手続きを行わなければならない。

## (経費負担)

第6条 後援名義使用の承認をする場合、別に規定のある場合を除き、当該事業に係る経費を負担しないものとする。

(実施報告がない場合の措置)

第7条 県事務取扱要領第6条に基づく実施報告を行わない団体は、当該事業の実施報告を行う まで、別の事業に係る後援名義使用の申請をすることができないものとする。

## (知事賞交付の手続き)

- 第8条 後援名義使用の承認とあわせて三重県知事賞の交付の承認を受けようとする団体は、三 重県後援等名義使用承認申請書(様式第1号)の申請する事項のその他欄に「知事賞」と交付 が必要な賞状の枚数を記入のうえ、次に掲げる書類を添付して事業開始の30日前までに文化振 興課あて提出するものとする。
  - (1) 賞状の文案
- (2) 授賞のリスト
- (3)審査員名簿及び審査基準
- (4) その他文化振興課長が必要と認める書類

附則

この基準は、令和5年5月1日から施行する。 附 則

この基準は、令和7年4月8日から施行する。